

○厚生労働省令第二十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年二月二日

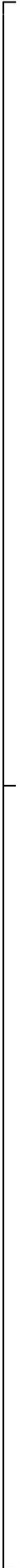
厚生労働大臣 武見 敬三

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定適用事業所の該当の届出)</p> <p>第二十三条の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。)附則第四十六条第十二項に規定する特定適用事業所(第二号及び第五十九条の十一第一項第四号において「特定適用事業所」という。)</p> <p>となつた適用事業所の事業主(事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主)は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に年金機能強化法附則第十七条第十二項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所となつたときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限)</p> <p>第二百五十八条の三 法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。</p> <p>一 三十九 (略)</p> <p>四十 第二百五十九条の十一第一項及び第二項の規定による公表</p> <p>(法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの)</p> <p>第二百五十九条の十 法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>第二百五十九条の十一 (略)</p>	<p>(特定適用事業所の該当の届出)</p> <p>第二十三条の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。)附則第四十六条第十二項に規定する特定適用事業所(第二号及び第五十九条の十第一項第四号において「特定適用事業所」という。)</p> <p>となつた適用事業所の事業主(事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主)は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に年金機能強化法附則第十七条第十二項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所となつたときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限)</p> <p>第二百五十八条の三 法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。</p> <p>一 三十九 (略)</p> <p>四十 第二百五十九条の十第一項及び第二項の規定による公表</p> <p>(新設)</p> <p>第二百五十九条の十 (略)</p>



(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第七章 (略) 第八章 雑則(第八十七條―第二百二十七條) 附則</p> <p>(法第四百十三條の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第八十八條の二 法第四百十三條の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六 (略) 十七 船長又は船長の職務を行う者(船舶所有者の代理人として 第二百二十六條の事務代行を行う場合に限る。) 十八 (略)</p> <p>(法第五百十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第二百二十五條 法第五百十三條の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九條第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>第二百二十六條・第二百二十七條 (略)</p>	<p>目次 第一章～第七章 (略) 第八章 雑則(第八十七條―第二百二十六條) 附則</p> <p>(法第四百十三條の二第一項の厚生労働省令で定める者等) 第八十八條の二 法第四百十三條の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六 (略) 十七 船長又は船長の職務を行う者(船舶所有者の代理人として 第二百二十五條の事務代行を行う場合に限る。) 十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二百二十五條・第二百二十六條 (略)</p>

(社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正)

第三条 社会保険診療報酬支払基金法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項)</p> <p>第十三条 法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者(法第一条に規定する診療担当者をいう。)又は医療機関(法第十五条第一項第四号、第二項第二号から第四号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。)の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。)並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務の内容とする。</p>	<p>(診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項)</p> <p>第十三条 法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者(法第一条に規定する診療担当者をいう。)又は医療機関(法第十五条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。)の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。)の内容とする。</p>

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)

第四条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
二 (略)	法第十五条 第二項第一号及び第四号に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染症者給付金等の支給に關する特別措置法(平成二十三年法律第二百十六号)第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者	二 (略)	法第十五条 第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染症者給付金等の支給に關する特別措置法(平成二十三年法律第二百十六号)第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者(以下「指定医療
第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。		第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。	

(以下「指
定医療機関
」という。
)の提出す
る診療報酬
請求書

機関」とい
う。の提出
する診療
報酬請求書

(生活保護法施行規則の一部改正)

第五条 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第四条の三 法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合(急迫した事由その他やむを得ない事由によつて、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができないう場合に限る。)の区分に応じ、当該各号に定めるものを提出する方法とする。</p> <p>一 指定医療機関(指定医療機関である薬局(次号及び第三項において「指定薬局」という。)を除く。次号及び第二項において同じ。)から法第三十四条第二項に規定する医療の給付(以下単に「医療の給付」という。)を受けようとする場合 医療券(初診券を含む。以下同じ。)</p> <p>二 指定薬局から医療の給付を受けようとする場合 調剤券(指定医療機関が被保護者に処方箋を交付する場合には、調剤券及び処方箋)</p> <p>2 前項第一号の医療券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定医療機関に委託して行うに当たり発給する書面をいう。</p> <p>3 第一項第二号の調剤券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定薬局に委託して行うに当たり発給する書面をいう。</p> <p>(法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第四条の四 法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(被保護者健康管理支援事業の実施に必要な情報等)

第十八条の十三 (略)

2 法第五十五条の八第二項の厚生労働省令で定める者は、後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第二十二條の五第二項第一号において同じ。)とする。

3 (略)

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析)

第十八条の十四 法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織(保護の実施機関が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金(次項及び第二十二條の五第一項第十号において「支払基金」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

2 (略)

(遺留金品の処分)

第二十二條 (略)

2 保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産の清算人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産の清算人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがた

(被保護者健康管理支援事業の実施に必要な情報等)

第十八条の十三 (略)

2 法第五十五条の八第二項の厚生労働省令で定める者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合とする。

3 (略)

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析)

第十八条の十四 法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織(保護の実施機関が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金(次項において「支払基金」という。)が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

2 (略)

(遺留金品の処分)

第二十二條 (略)

2 保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたい

いときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3 (略)

(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第二十二條の五 法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 厚生労働大臣
 - 二 地方厚生局長又は地方厚生支局長
 - 三 保護の実施機関
 - 四 法第八十条の二第一項に規定する保護の決定及び実施に関する事務等について保護の実施機関から委託を受けた者
 - 五 都道府県知事
 - 六 市町村長
 - 七 指定医療機関等
 - 八 法第四十九条の規定による指定を受けない医療機関
 - 九 指定介護機関
 - 十 支払基金
 - 十一 国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
 - 十二 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
- 2 法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
 - 二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号へに掲げる業務(同号

きは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3 (略)

(新設)

ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

四 前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関（前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。

） 適正な保護の決定及び実施に関する事務等の遂行に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断、健康増進法第十九条の二の規定に基づく健康増進事業その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

（法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務）

第二十二條の六 法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

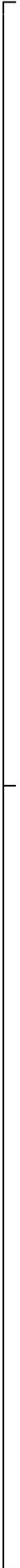
一 医療の給付に関する事務

二 法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第二十二條の七 （略）

（新設）

第二十二條の五 （略）



様式第二号（裏）を次のように改める。



様式第二号 (第九条関係)

(裏)

<p>この証券を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (報告等)</p> <p>第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関し必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し頭頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (介護機関の指定等)</p> <p>第五十四条の一 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第四十九条の一(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む)、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を除く。)について運用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を除く。以下この章において「指定介護機関」という。」「と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替へるものとするほか、必要な技術的措替等は、政令で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>第八十六条 正当な理由がなく第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第五十五条の六、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由がなく第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは第八十条の三第一項の規定による当該虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員(調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>注 意</p> <p>一 この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>二 この証券は、職名の異動を生じ、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。</p>	<p>この証券を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (報告等)</p> <p>第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関し必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し頭頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (介護機関の指定等)</p> <p>第五十四条の一 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第四十九条の一(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む)、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を除く。)について運用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)を除く。以下この章において「指定介護機関」という。」「と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替へるものとするほか、必要な技術的措替等は、政令で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>第八十六条 正当な理由がなく第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第五十五条の六、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由がなく第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは第八十条の三第一項の規定による当該虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員(調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>注 意</p> <p>一 この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>二 この証券は、職名の異動を生じ、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。</p>
--	--

備考 この証券の規格は、B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第六条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第四十四条の四 法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。</p> <p>第四十四条の五 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第四十四条の四 (略)</p>

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十

四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるもの等)</p> <p>第二十四条の二 法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関(生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。)とする。</p> <p>2 法第二十四条第二項の健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業は、生活保護法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業とする。</p> <p>(法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの)</p> <p>第二十七条 法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第八条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五 (略) 五十六 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一 項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 五十七 八十三 (略)</p> <p>(健康福祉課の所掌事務) 第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 (略) 二十 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び 同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一 項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 二十一 二十六 (略)</p> <p>(四国厚生支局の所掌事務) 第七百三十八条 四国厚生支局(以下「支局」という。)は、中国 四国厚生支局の所掌事務(第七百七条第一号、第二号、第二号の四 、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三 号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号(生活保護法 第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に關することに 限る。)、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十 五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号(医事課の所 掌に属するものを除く。)、第七百十條の二第三号及び第四号 、第七百十條の二の四、第七百十條の二の五並びに第七百十條の三 第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに</p>	<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五 (略) 五十六 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び 同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一 項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 五十七 八十三 (略)</p> <p>(健康福祉課の所掌事務) 第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 (略) 二十 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同 法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項 に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 二十一 二十六 (略)</p> <p>(四国厚生支局の所掌事務) 第七百三十八条 四国厚生支局(以下「支局」という。)は、中国 四国厚生支局の所掌事務(第七百七条第一号、第二号、第二号の四 、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三 号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号(生活保護法 第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に關することに限 る。)、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五 号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号(医事課の所 掌に属するものを除く。)、第七百十條の二第三号及び第四号、 第七百十條の二の四、第七百十條の二の五並びに第七百十條の三 第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに</p>

限る。)のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一〇四 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二十一 (略)

二十二 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関すること。

二十三〇三十四 (略)

る。)のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一〇四 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二十一 (略)

二十二 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関すること。

二十三〇三十四 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第三章 (略) 第四章 雑則 (第百十六条―第百二十二条) 附則</p> <p>(法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの) 第百二十二条 法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関連する。</p>	<p>目次 第一章～第三章 (略) 第四章 雑則 (第百十六条―第百二十一条) 附則</p> <p>(新設)</p>

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第十条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(平成二十三年厚生労働省令第百四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例) 第二十五条 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十四条第二項に規定する指定医療機関とする。</p>	<p>(定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例) 第二十五条 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項に規定する指定医療機関とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条中生活保護法施行規則第二十二條第二項の改正規定については、公布の日から施行する。

(生活保護法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができ
る。